様式第２号（第３条関係）

処　分　基　準　整　理　票

処　　分　　名	入場の制限等	
根　拠　法　令　名	大津市公設地方卸売市場条例施行規則	(条項)第８６条
基　準　法　令　名	大津市公設地方卸売市場条例施行規則	(条項)第８６条
所　管　部　署	産業観光部公設地方卸売市場	

【処分基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

入場の制限等は、大津市公設地方卸売市場条例施行規則第８６条各号に掲げる者に該当することを基準とする

なお、「その他市長が適当でないと認める者」とは、次に掲げる者をいう。

(1)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(2)市場の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあると認められる者

参　考

［根拠法令］

(入場の制限等)

第 86 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1)　市場の業務に支障を及ぼす行為を行った者又は行うおそれがあると認める者

(2)　危険物又はごみその他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者

(3)　その他市長が適当でないと認める者

［基準法令］

根拠法令と同じ

※　処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。